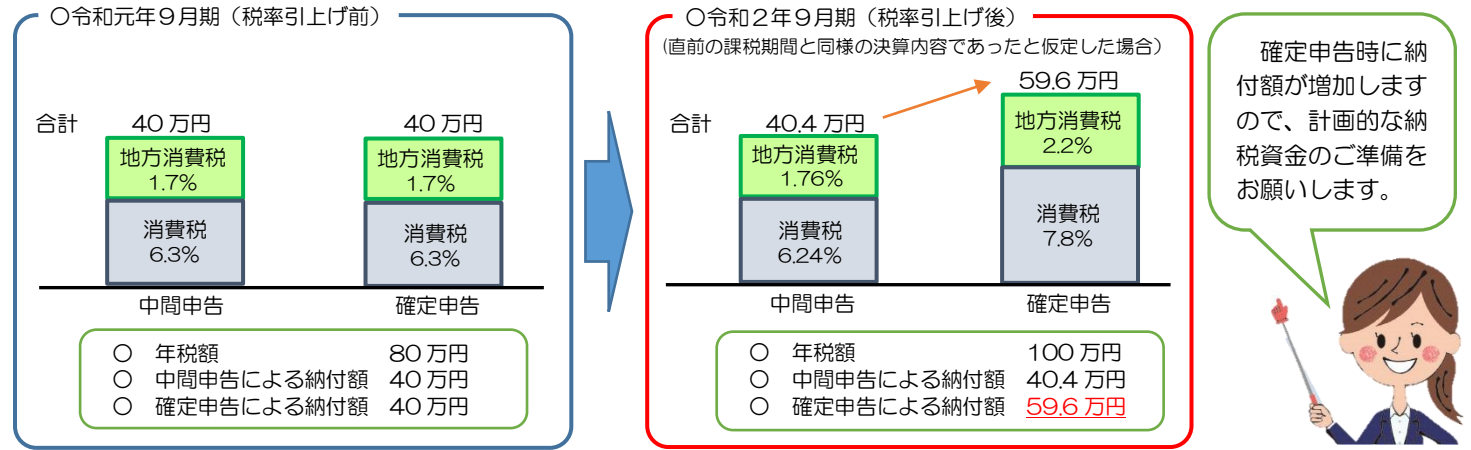


## 税率引上げ直後の確定申告時の納付における注意事項

消費税率の引上げにより消費税額（年税額）は新税率（標準税率10%、軽減税率8%）で計算されますが、税率引上げ直後の課税期間における中間申告額は旧税率8%で計算されるため、確定申告においては、新税率により計算された消費税額（年税額）と、旧税率により計算された中間申告額との差額を納付することになります。

このため、税率引上げ直前の課税期間と同様の決算内容であった場合でも、確定申告時の納付額が増加しますので、中間申告が必要な方は特にご注意ください。

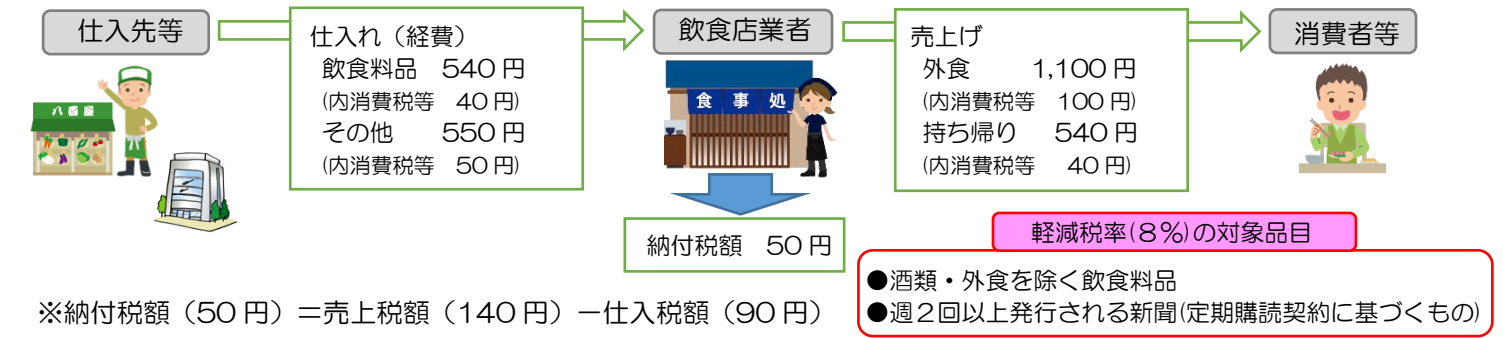
【申告・納付のイメージ（軽減税率は考慮していません。）】



# 消費税の仕入税額控除の要件が変わります！

## 消費税の基本的な仕組み

「消費税」は、消費一般に広く公平に負担を求める間接税で、最終的には商品を消費し又はサービスの提供を受ける消費者等が負担し、事業者が申告・納付します。事業者は、消費者等から受け取った消費税等（売上税額）と、商品などの仕入れ（経費）の時に支払った消費税等（仕入税額）との差額を納税することになります。

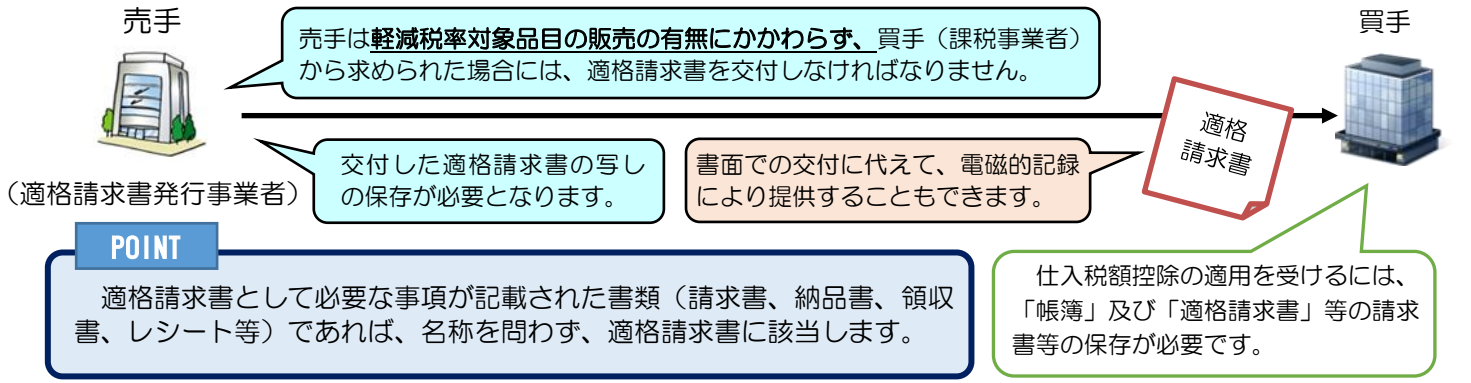


## 消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式の実施スケジュール

軽減税率制度の実施後、消費税の仕入税額控除の適用を受けるために保存が必要となる帳簿及び請求書等が変わります。適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）までの実施スケジュールを確認し、具体的な準備を検討しましょう。

## 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要

令和5年10月から適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が実施されます。適格請求書を交付できるのは、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者（適格請求書発行事業者）に限られます。※「適格請求書発行事業者」の登録申請の受付は、令和3年10月1日から開始されます。



《免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置》

インボイス制度の実施後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額を控除することができなくなります。ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存し、帳簿にこの経過措置の規定の適用を受ける旨が記載されている場合には、一定の期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

## 軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、消費税軽減税率電話相談センターで受け付けております。  
【フリーダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

軽減税率制度に関する情報は、以下のキーワードで検索！

国税庁 軽減税率 または 広島国税局 軽減税率

最新の軽減税率制度説明会の開催日程は、こちらから

	(~令和元年9月) 請求書等保存方式	(令和元年10月~) 区分記載請求書等保存方式	(令和5年10月~) 適格請求書等保存方式																																																										
税率	8.0% (消費税率6.3%、地方消費税率1.7%)	○ 標準税率10.0% (消費税率7.8%、地方消費税率2.2%) ○ 軽減税率8.0% (消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)	○ 標準税率10.0% (消費税率7.8%、地方消費税率2.2%) ○ 軽減税率8.0% (消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)																																																										
仕入税額控除の要件	帳簿及び請求書等の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除可	帳簿及び区分記載請求書等の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除可  交付を受けた事業者が追記した区分記載請求書等の保存でも仕入税額控除可	帳簿及び適格請求書等の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除不可  免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置 令和5年10月~令和8年9月 80%控除可 令和8年10月~令和11年9月 50%控除可																																																										
帳簿の記載事項	<table border="1"> <tr><th colspan="2">総勘定元帳（仕入れ）</th><th colspan="2">株式会社〇〇</th></tr> <tr><th>月</th><th>日</th><th>摘要</th><th>借方</th><th>貸方</th></tr> <tr><td>9</td><td>2</td><td>株式会社△△ 雑貨及食料品</td><td>43,200</td><td></td></tr> </table> <p>①課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ②課税仕入れを行った年月日 ③課税仕入れに係る内容 ④課税仕入れに係る支払対価の額</p>	総勘定元帳（仕入れ）		株式会社〇〇		月	日	摘要	借方	貸方	9	2	株式会社△△ 雑貨及食料品	43,200		<table border="1"> <tr><th colspan="2">総勘定元帳（仕入れ）</th><th colspan="2">株式会社〇〇</th></tr> <tr><th>月</th><th>日</th><th>摘要</th><th>税区分</th><th>借方</th><th>貸方</th></tr> <tr><td>11</td><td>2</td><td>株式会社△△ 雑貨</td><td>10%</td><td>22,000</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>2</td><td>株式会社△△ 食料品</td><td>8%</td><td>21,600</td><td></td></tr> </table> <p>左記に加え、「軽減対象資産の譲渡等である旨」を記載します。</p>	総勘定元帳（仕入れ）		株式会社〇〇		月	日	摘要	税区分	借方	貸方	11	2	株式会社△△ 雑貨	10%	22,000		11	2	株式会社△△ 食料品	8%	21,600		<table border="1"> <tr><th colspan="2">総勘定元帳（仕入れ）</th><th colspan="2">株式会社〇〇</th></tr> <tr><th>月</th><th>日</th><th>摘要</th><th>税区分</th><th>借方</th><th>貸方</th></tr> <tr><td>11</td><td>2</td><td>株式会社△△ 雑貨</td><td>10%</td><td>22,000</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>2</td><td>株式会社△△ 食料品</td><td>8%</td><td>21,600</td><td></td></tr> </table> <p>区分記載請求書等保存方式と同様の記載をします。</p>	総勘定元帳（仕入れ）		株式会社〇〇		月	日	摘要	税区分	借方	貸方	11	2	株式会社△△ 雑貨	10%	22,000		11	2	株式会社△△ 食料品	8%	21,600	
総勘定元帳（仕入れ）		株式会社〇〇																																																											
月	日	摘要	借方	貸方																																																									
9	2	株式会社△△ 雑貨及食料品	43,200																																																										
総勘定元帳（仕入れ）		株式会社〇〇																																																											
月	日	摘要	税区分	借方	貸方																																																								
11	2	株式会社△△ 雑貨	10%	22,000																																																									
11	2	株式会社△△ 食料品	8%	21,600																																																									
総勘定元帳（仕入れ）		株式会社〇〇																																																											
月	日	摘要	税区分	借方	貸方																																																								
11	2	株式会社△△ 雑貨	10%	22,000																																																									
11	2	株式会社△△ 食料品	8%	21,600																																																									
請求書等の記載事項と交付義務	<p>請求書</p> <p>株式会社〇〇御中 ××年9月2日</p> <p>割り箸 540円 牛肉 5,400円 合計 43,200円 (株式会社△△)</p>	<p>請求書</p> <p>株式会社〇〇御中 ××年11月2日</p> <p>割り箸 550円 牛肉 ※ 5,400円 合計 43,600円 (10%対象 22,000円) (8%対象 21,600円) ※は軽減税率対象品目 (株式会社△△)</p> <p>①書類の作成者の氏名又は名称 ②資産の譲渡等の年月日 ③課税資産の譲渡等に係る内容 ④課税資産の譲渡等の対価の額（税込み） ⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称</p>	<p>請求書</p> <p>株式会社〇〇御中 ××年11月2日</p> <p>割り箸 550円 牛肉 ※ 5,400円 合計 43,600円 (10%対象 22,000円) (消費税2,000円) (8%対象 21,600円) (消費税1,600円) ※は軽減税率対象品目 (株式会社△△) 登録番号 T1234567890123 (株式会社△△)</p> <p>適格請求書等の記載事項は、左記に加え、以下の内容を記載します。 ⑥軽減対象資産の譲渡等である旨 ⑦税率ごとに合計した対価の額(税込み)</p>																																																										
	請求書等の交付義務なし ※免税事業者も発行可	区分記載請求書等の記載事項は、左記に加え、以下の内容を記載します。 ⑥軽減対象資産の譲渡等である旨 ⑦税率ごとに合計した対価の額(税込み)	適格請求書等の記載事項は、左記に加え、以下の内容を記載します。 ⑧登録番号 ⑨税率ごとの消費税額等及び適用税率 ※⑦は税込み又は税抜き																																																										

# 軽減税率制度実施後における区分経理（記帳）から消費税申告までのイメージ

## ○請求書等の確認

**請求書**

（株）〇〇御中

××年11月18日

紙コップ 550円  
お茶 ※ 1,080円  
.....

合計 43,600円

(10%対象 22,000円)  
(8%対象 21,600円)

※は軽減税率対象品目 (株)△△

## ○区分経理

【元帳】

福利厚生費				
××年 月 日	摘要	借方	貸方	
11 18	(株)△△ 日用品 食料品 ※	22,000	21,600	

※軽減税率対象品目

## ○決算処理

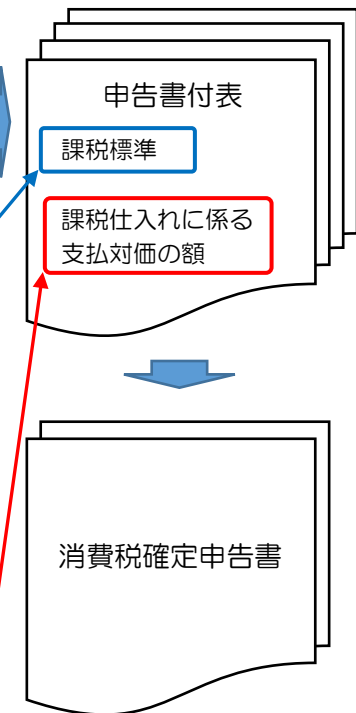
【元帳】

福利厚生費				
××年 月 日	摘要	借方	貸方	
	年間計	541,000		
	うち8%対象(旧税率)	432,000		
	うち8%対象(軽減)	54,000		
	うち10%対象	55,000		
	うち免税	0		
	うち非課税	0		
	うち不課税	0		

## ○「課税取引金額計算表」等の作成

科目	決算額	Aのうち課税取引にならないもの	B	課税取引金額(A-B)	R1.9.30以前		R1.10.1以後	
					うち旧税率6.3%適用分	うち軽減税率6.24%適用分	うち標準税率7.8%適用分	うち標準税率7.8%適用分
	A	B	C	D	E	F		
売上(収入)金額(雑収入を含む)	1 20,001,000	1,000	20,000,000	15,000,000	2,500,000	2,500,000		
売上原価								
期首商品棚卸高	2 500,000							
仕入金額	3 15,000,000		15,000,000	12,000,000	1,200,000	1,800,000		
小計	4 15,500,000							
期末商品棚卸高	5 600,000							
差引原価	6 14,900,000							
差引金額	7 5,101,000							
租税公課	8 100,000	100,000						
水道光熱費	10 100,000		100,000	75,000		25,000		
福利厚生費	19 541,000		541,000	432,000	54,000	55,000		
給料賃金	20 1,600,000	1,600,000						
計	32 2,341,000	1,700,000	641,000	507,000	54,000	80,000		
差引金額	33 2,760,000							
3 + 32	34 17,341,000			15,641,000	12,507,000	1,254,000	1,880,000	

## ○消費税申告書の作成



仕入先から交付された請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに合計した対価の額(税込み)」の記載がないときは、これらの項目に限って追記することができます。

飲食料品(軽減税率8%)とそれ以外(標準税率10%)とを購入した場合には、「区分経理」を行う必要があります！

勘定科目ごとの年間計のほか、税率ごとの内訳等を記載しておく、消費税確定申告書の作成が容易になります！



### POINT

決算書類(損益計算書等)に記載の決算額は税率ごとの区分がないため、決算書類から消費税確定申告書は作成できません。



### POINT

消費税申告には、課税期間内の取引を課税(税率別)、免税、非課税及び不課税に区分する必要がありますので、区分経理された元帳を基に、個人事業者用「課税取引金額計算表」等で整理しておく便利です。

令和2年1月に公開予定の国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、「課税取引金額計算表」の内容を画面の案内のとおりに入力することにより、消費税確定申告書を作成することができます。



## 中小事業者の税額計算の特例

軽減税率制度が実施される令和元年10月1日から一定期間、売上げ又は仕入れを軽減税率と標準税率とに区分することが困難な中小事業者\*に対して、売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられます。

\*中小事業者とは、基準期間(法人:前々事業年度、個人:前々年)における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

売上税額の計算の特例のポイント			仕入税額の計算の特例のポイント	
売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、 ・令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間において、 ・売上げの一定割合を軽減税率の対象売上げとして*、売上税額を計算することができます。			仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、 ① 仕入れの一定割合を軽減税率の対象仕入れとして*、仕入税額を計算することができます。(令和元年10月1日から令和2年9月30日を含む課税期間の末日までの期間)	
* $\frac{\text{軽減税率の対象となる税込売上額}}{\text{課税売上げ(税込み)}} \times \text{以下のいずれかの割合}$			* $\frac{\text{軽減税率の対象となる税込仕入額}}{\text{課税仕入れ(税込み)}} \times \text{小売等軽減売上割合}$	
① 仕入れを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者	② ①の特例を適用する事業者以外の中小事業者	③ ①・②の割合の計算が困難な中小事業者	① 売上げを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者	② ①の特例を適用する事業者以外の中小事業者
<小売等軽減仕入割合> 卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の売上げにのみ要する課税仕入れ(税込み) 卸売業・小売業に係る課税仕入れ(税込み)	<軽減売上割合> 通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の課税売上げ(税込み) 通常の連続する10営業日の課税売上げ(税込み)	50 100	<小売等軽減売上割合> 卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の課税売上げ(税込み) 卸売業・小売業に係る課税売上げ(税込み)	<簡易課税制度の届出の特例> 簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に消費税簡易課税制度選択届出書を提出し、同制度を適用することが可能です。(原則は、簡易課税制度を適用しようとする課税期間の開始前までに消費税簡易課税制度選択届出書の提出が必要です)
仕入れを税率ごとに管理できれば売上税額が計算できるんだ。 (注) 簡易課税制度を適用しない中小事業者に限ります。	通常の連続した10日間の売上げを税率ごとに管理できれば、売上税額が計算できるんだ。	主に軽減税率対象品目を販売する中小事業者が対象なんだ。 (注) 適用対象期間中の課税売上げのうち、軽減税率対象品目の販売の対価の額の占める割合がおおむね50%以上の事業者をいいます。	売上げを税率ごとに管理できれば仕入税額を計算できるんだ。 (注) 簡易課税制度を適用しない中小事業者に限ります。	課税期間が1月1日から12月31日までの事業者の場合 課税期間の初日の前日に提出したものとみなす 提出 H31.1.1 7.1 10.1 R1.12.31 R2.12.31 簡易課税制度の適用 簡易課税制度の適用 簡易課税制度の適用